

第 3 期岡山県国民健康保険運営方針の策定
(案) について

第3期岡山県国民健康保険運営方針策定の概要について

現行の運営方針の対象期間が令和5年度までであることから、次期期間の運営方針策定を行う。

1 次期運営方針の期間 令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間

2 策定のポイント 策定に当たっては、現況データや取組内容の時点修正のほか、国の策定要領を踏まえ、主に次の内容について、市町村と協議を行いながら素案としてまとめた。

○対象期間

・ 6年計画である医療費適正化計画や保健医療計画等との整合性を図るため、現行の3年を6年に改める。

○保険料（税）水準の統一

・ 将来的に統一を目指すこととしている保険料水準について、新たに統一の定義や統一に向けた検討の組織体制について記載するほか、これまで市町村と協議を重ねてきた内容を踏まえた統一に向けた基本的な考え方を記載する。

○医療費適正化の取組

・ 持続可能な国保運営を図る上で、保険者による予防・健康づくり等の推進が重要であることから、医療費適正化計画との整合性を踏まえ、県と市町村が一体となって、医療費適正化の取組を進める。

○法定外繰入の発生防止

・ 市町村が行っている決算補填目的の法定外繰入は、令和6年度に解消される見込みであり、今後、新たな法定外繰入が生じないように連携会議の場等を活用し、情報共有・周知を行う。

○事務の標準化・広域化

・ 住民サービス等に大きな差が生じないように、事務の標準化・広域化により住民サービスの向上に努める。

○財政安定化基金の財政調整機能

・ 医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、決算剰余金の一部を「財政調整事業分」として積み立てることとし、納付金の著しい上昇の抑制や安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取崩し、県国保特計に繰り入れることとする。

3 今後の予定

令和6年 2月8日
3月

国保運営協議会（審議・答申）
第3期運営方針策定・公表

第3期岡山県国民健康保険運営方針（案）について

県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定

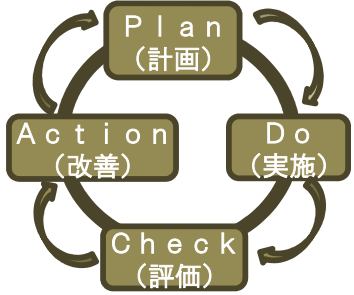
策定のポイント

策定の趣旨等

第1章 基本的事項

- 持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- 県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- 市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進

対象期間：6年間
(令和6～令和11年度)
3年ごとに見直し



構成

概要

第2章 国民健康保険の財政運営の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者数及び世帯数等の状況 ○医療費の動向及び将来の見通し ○国保財政運営の現状 ○法定外繰入の発生防止 ○財政安定化基金の財政調整機能
第3章 納付金及び標準保険料（税）の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料（税）水準の統一 ○納付金の算定方法（医療費水準の反映等） ○標準保険料（税）の算定方法
第4章 保険料（税）徴収の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○収納率の推移 ○収納対策： 口座振替の勧奨又は原則化、コンビニ収納、スマートフォン決済、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押等 ○収納率目標の設定 <26/27市町村> ○収納率目標達成に向けた取組： 収納率向上アドバイザー等による研修会開催、口座振替促進のパンフレット作製等
第5章 保険給付の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○県による保険給付の点検等： 全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定 ○療養費の支給の適正化 ○レセプト点検の充実強化： 国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催等 ○第三者行為求償事務の取組強化
第6章 医療費適正化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化に向けた取組： 発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施等 ○医療費適正化計画との関係等
第7章 事務の広域的・効率的な運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者事務の共同実施： 被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成等 ○市町村事務処理標準システムの導入促進 ○県による審査支払機関への診療報酬の直接支払 ○オンライン資格確認、マイナンバーカード被保証利用 ○情報セキュリティ対策
第8章 保健医療・福祉サービス等施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組： 保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直診施設の積極的活用等 ○他計画との整合
第9章 国保運営における必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ○県国民健康保険運営方針等連携会議の設置 ○県国民健康保険団体連合会との連携

パブリックコメントに寄せられたご意見等と県の考え方

NO	頁	章	項目	ご意見等	県の考え方
1	22	2	第3節 赤字削減・解消の取組、目標年次等	政府・厚労省が「削減・解消すべき赤字」としている「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」を継続するかどうかは、「自治体でご判断いただく」というのが公式な政府答弁だ。今後、繰入金を継続したり、新規に開始する市町村が現れたとしても、連携会議の場等で不当な圧力をかけないでほしい。	<p>国保財政を安定的に運営する上では、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄い、収支の均衡を図ることが重要であり、決算補填目的の法定外繰入については、健全な財政運営の観点から好ましくないと考えています。</p> <p>このため、県では、引き続き、市町村等と連携し、国保財政の安定的な運営に努めるとともに、制度設計者である国の責任において、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うよう、全国知事会を通じて、国に要望してまいります。</p>
2	26	3	第2節 保険料(税)の統一	保険料(税)の統一を直ちに否定はしないが、将来的に統一を目指すのであれば、県内のどの市町村でも医療提供体制や医療費水準が同様のものとして確保され、高い保険料(税)水準の軽減に結びつくものとなるよう要請する。そのためには、制度設計責任を負う国、あるいは財政運営責任を負う県が、財政負担を負うことが必要だ。	<p>医療提供体制の整備や医療費水準の平準化については、県の保健医療計画や医療費適正化計画と整合性を図った上で、市町村や関係団体等と連携しながら、取組を進めてまいります。</p> <p>また、財政負担については、制度設計者である国の責任において、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うよう、引き続き、全国知事会を通じて、国に要望してまいります。</p>
3	56	6	第2節 医療費適正化に向けた取組	健康の維持や推進で医療費を「適正化」するには、「『生活習慣』病対策に向けた取組」等だけではその達成は困難だ。「健康自己責任論」から脱却し、「健康の社会的決定要因」(SDH)に着眼した取組を採用することが必要だ。	<p>健康が経済、社会、政治、環境など様々な社会的決定要因に影響を受けることは、専門家から指摘されているところです。</p> <p>このため、健康の社会的決定要因に着目した説明については、国や研究機関等の科学的知見に留意するとともに、健康づくりボランティアや医師会等の関係団体等と連携し、すべての県民の健康増進につながるよう、取組を進めてまいります。</p>

前回示した素案からの修正箇所について

番号	該当箇所		修正の概要	備考
	章	項目		
1	第8章	第1節「保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携」	令和5年12月22日に、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県別将来人口推計（令和5年推計）」が公表されたことに伴い、 【図33】本県人口の年齢構成の推移を追加	本文に影響無し

※誤植、字句の修正は除く